

仕様書

1 業務名

広島市火葬場残骨灰処理業務（総価契約）

2 業務内容

広島市永安館、広島市西風館、広島市五日市火葬場及び広島市可部火葬場の4火葬場（以下「火葬場」という。）において保管している残骨灰について、火葬場から受注者の処理施設に搬出し、適正に処理を行い、処理工程において生じた有価物を本市に返還するものである。

3 履行期間

契約締結日 から 令和5年2月28日 まで

4 対象火葬場

- (1) 広島市永安館
広島市東区矢賀町官有無番地
- (2) 広島市西風館
広島市安佐南区伴西二丁目7番1号
- (3) 広島市五日市火葬場
広島市佐伯区五日市町大字保井田
- (4) 広島市可部火葬場
広島市安佐北区可部町大字下町屋

5 残骨灰見込数量

年間約34t（人体：約33t、動物：約1t）

※見込数量であるため、数量については変動する可能性がある。また、原則として、残骨灰数量に変動があった場合であっても、委託料の変更等を行わないものとする。

【参考：過去3年間の残骨灰数量等実績】

（令和2年度）

火葬場名	火葬件数	残骨灰数量
広島市永安館	(人体) 6,441件	(人体) 17,700kg
	(動物) 2,487件	(動物) 391kg
広島市西風館	(人体) 3,794件	(人体) 10,499kg
	(動物) 925件	(動物) 245kg
広島市五日市火葬場	(人体) 1,165件	(人体) 3,823kg
	(動物) 775件	(動物) 230kg
広島市可部火葬場	(人体) 95件	(人体) 290kg
	(動物) 0件	(動物) 0kg
広島市湯来火葬場 ※令和2年度末で廃止	(人体) 7件	(人体) 21kg
	(動物) 0件	(動物) 0kg
合計	(人体) 11,502件	(人体) 32,333kg
	(動物) 4,187件	(動物) 866kg

(令和元年度)

火葬場名	火葬件数	残骨灰数量
広島市永安館	(人体) 6, 585件 (動物) 2, 276件	(人体) 20, 689kg (動物) 363kg
広島市西風館	(人体) 3, 478件 (動物) 1, 270件	(人体) 11, 525kg (動物) 333kg
広島市五日市火葬場	(人体) 1, 267件 (動物) 921件	(人体) 4, 588kg (動物) 224kg
広島市可部火葬場	(人体) 242件 (動物) 0件	(人体) 685kg (動物) 0kg
広島市湯来火葬場	(人体) 15件 (動物) 0件	(人体) 39kg (動物) 0kg
合計	(人体) 11, 587件 (動物) 4, 467件	(人体) 37, 526kg (動物) 920kg

(平成30年度)

火葬場名	火葬件数	残骨灰数量
広島市永安館	(人体) 6, 670件 (動物) 2, 779件	(人体) 17, 814kg (動物) 408kg
広島市西風館	(人体) 3, 404件 (動物) 911件	(人体) 8, 294kg (動物) 223kg
広島市五日市火葬場	(人体) 1, 304件 (動物) 789件	(人体) 4, 073kg (動物) 209kg
広島市可部火葬場	(人体) 292件 (動物) 0件	(人体) 681kg (動物) 0kg
広島市湯来火葬場	(人体) 19件 (動物) 0件	(人体) 40kg (動物) 0kg
合計	(人体) 11, 689件 (動物) 4, 479件	(人体) 30, 902kg (動物) 840kg

6 実施要領

(1) 搬出

ア 火葬場の残骨灰保管室（別紙1-1～別紙1-4）から、人体と動物を区分して土嚢袋等に保管された残骨灰を搬出する。搬出に際しては、残骨灰が飛散しないように注意を払うとともに、防塵マスクを着用する等、適切な安全対策を講じること。

イ 搬出時間は火葬場の開場時間内とし、搬出日については特に定めないが、指定管理者立会いのもと、火葬場から搬出すること。搬出経路等については、本市と受注者で協議して定めるものとする。

ウ 搬出頻度については、永安館、西風館及び五日市火葬場は2か月に1回以上、可部火葬場は履行期間中に1回以上の頻度で搬出すること。また、履行期間内における最終の搬出については、令和4年12月1日から令和4年12月28日までの間で実施すること。

エ 各火葬場にはクレーン等の残骨灰を搬出するための設備はないため、搬出に必要となる

設備については、受注者で用意すること。

オ 可部火葬場については、職員が常駐していないため、指定管理者と搬出日等を調整のうえ、搬出を実施すること。

カ 搬出後の残骨灰保管室等の作業場所については、適切に清掃等を実施することとし、残骨灰を保管する土嚢袋等の容器については、受注者の責任のもと適切に処分すること。

キ 運搬時は、残骨灰が飛散しないように注意を払うとともに、交通事故等が発生した場合等も想定して対策等を講じること。

ク 運搬車両については、原則として、受注者の所有する車両を使用すること。

(2) 残骨灰処理

本市火葬場から発生する残骨灰を以下のとおり処理する能力を有する、受注者の施設で実施することとし、処理方法は、原則として、乾式処理又は湿式処理とすること。また、残骨灰が周囲に飛散しないよう適切な措置を講じるとともに、全ての工程において、本市以外の火葬場等から搬入した残骨灰と本市火葬場から搬入した残骨灰が相互に混入しないよう、厳密に取扱うこと。

ア 保管

受注者の処理施設において、流出等のおそれのない建築物内の専用区域に保管することとし、残骨灰が周囲に飛散しないよう適切な措置を講じること。

イ 選別等

受注者の処理施設の設備等を使用し、残骨灰から残骨（遺骨部分）を選別する。また、六価クロム、ダイオキシン類等の有害物質を含有すると思料されるものについては、適切に無害化処理等を行うこと。

なお、残骨以外の残渣類等については、関係法令を遵守のうえ、適切に処理すること。

ウ 残骨の埋葬

処理後の残骨については、人体の残骨と動物の残骨を区別して、埋葬地に丁重に納骨すること。また、埋葬地については、埋葬地を所有する寺院等から、使用についての承諾等を得たうえで、受注者の責任のもとに確保すること。

なお、埋葬地については、本市から遺族等に公表することとしているため、遺族等が参拝することができる埋葬地を確保すること。

エ 有価物の返還

① 残骨灰に含まれる金、銀、プラチナ、パラジウム等の有価物については、適切に精錬したうえで、売却可能な地金（インゴット）の状態でも本市に返還すること。

なお、精錬作業に係る費用については、精錬する有価物から相殺すること。

② 金及び銀は純度 99.99%以上、プラチナ及びパラジウムは純度 99.95%以上に精錬し、銀以外の有価物については、純分認証極印（ホールマーク）を打刻すること。

③ 有価物については、本市が指定する場所（広島市内）に、令和 5 年 2 月 28 日までに一括して返還することとし、返還予定日について事前に連絡すること。また、有価物の返還量等について、別紙 2 により報告することとし、精錬業者が作成した重量及び純度を証明する書類を添付すること。

④ 有価物保管時における盗難防止対策及び他自治体の有価物との混合防止対策を講じること。また、有価物の運搬についても適切に行うこと。

7 現地視察等

履行期間中に、残骨灰処理等が適切に実施されていることを確認するため、本市職員が受注者の処理施設及び残骨の埋葬地の現地視察を行うものとする。

また、本市は、必要に応じて、受注者の業務の履行に立会い、受注者の事務所等へ立入り、又は書面により報告を求めることができることとし、受注者は、正当な理由がない限り、これを拒むことはできない。

8 実施計画書

広島市委託契約約款第6条に定める実施計画書は、次の事項について記載した計画書とすること。また、計画書の大きさはA4版とすること。

- (1) 広島市委託契約約款第8条に定める現場責任者
- (2) 残骨灰処理施設の名称、所在地及び業務体制
- (3) 残骨の埋葬地の名称及び所在地
- (4) 搬出及び残骨灰処理の工程等の計画概要
- (5) その他本市が指示する事項

9 実施報告書

(1) 広島市委託契約約款第12条に定める委託業務実施報告書は、次の事項について、人体の残骨灰と動物の残骨灰を区分して記載した報告書とすること。また、報告書の大きさはA4版とすること。

- ア 各火葬場の残骨灰搬出日及び搬出日毎の残骨灰重量
- イ 残骨灰を選別等した後の種類別重量（残骨、金属類、陶器類、台車保護材等）
- ウ 残骨の埋葬場所及び埋葬日
- エ その他本市が指示する事項

(2) 報告書には、搬出、残骨灰処理等の工程毎の作業状況写真を添付すること。

10 その他

- (1) 受注者は、業務の実施に当たり、火葬された故人の尊厳を尊重することを第一とし、礼を失しない方法により丁重に行うこと。
- (2) 本業務に関する法令、条例、規則等を遵守し、諸官公署の手続きが必要な場合は、受注者の負担において適正に行うものとする。
- (3) 受注者は、業務の実施に当たり、本市担当者及び指定管理者と連絡を密にとり、火葬場の運営に支障が生じないように留意すること。
- (4) 本仕様書に疑義があるとき、又は定めのない事項については、本市と受注者で協議して定めるものとする。